

## 6. 法適用の対象範囲の拡大の検討

### (1) これまでの当然適用と任意適用の考え方

前述のように、現在の地公企法は、その適用にあたり、法定7事業（水道事業等）、病院事業、その他の事業と、大きく3つに類型を分けている。その理由を整理すると以下のとおりである。

- ①法定7事業（水道事業等）については、受益者負担の原則のもとに企業として効率的に運営すべき典型的な企業であり、本来、企業としての組織、財務、職員の身分取扱い等を適用するのに適していることから、地公企法の規定の全部を当然適用することとしている。
- ②病院事業については、企業経営の実態を有するが、一般行政との関係が密接であるため、組織、職員の身分取扱いについては適用せず、財務規定等のみ適用している。
- ③その他の事業は任意適用としているが、その理由は以下のとおりである。
  - ・一般行政との関連が密接で経費の相当部分を一般財源をもって賄わなければならない（簡易水道・港湾整備・公共下水道）
  - ・一定の工事が完成すると事業そのものも完結するため、継続的事業体たる企業とは言いがたい（宅地造成）
  - ・事業の内容が、施設の提供というきわめて単純なものであり、企業の経営という実態を有しないため、一律適用させる実益が無い（市場・と畜）

任意適用の判断基準としては、経常的経費の少なくとも70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものとしているところであるが（基本通知）、地方公共団体の自主的な判断で弾力的に取り扱われているのが実態となっている。

○地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和27年9月29日付け自乙発第245号）

#### 第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

##### 第一節 総則に関する事項

一～二 （略）

#### 三 法の適用を受ける企業の範囲

(一)～(八) （略）

(九) 地方公共団体は、法定事業及び病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を条例で定める日から適用することができるものであること（法第二条第三項及び施行令第一条第二項）。この場合「主としてその経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるもの」とはその経常的経費の少なくとも七十～八十%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもって賄うことができるものであること。

## (2) 今後の当然適用と任意適用の考え方

地方公営企業会計を巡る近年の環境の変化を踏まえれば、地公企法適用の範囲を考えたうえで、以下のような観点から整理できるのではないかと考えられる。

### <地方財政法による特別会計設置義務との関係>

現在は地公企法の財務規定等が当然適用されていない事業のうち、地方財政法により特別会計設置義務が課され、独立採算の原則が適用されている事業については、経営成績・財政状態を把握する必要性が高まっていると考えられるのではないかと考えられる。

この点を踏まえた上で、地方財政法により特別会計の設置が義務付けられている事業の全部を対象とするか一部を対象とするか、又はこれら以外の事業も対象に加えるか、対象範囲に含める要件の考え方等について、財務規定等適用の効果や課題、更には各事業の経費回収率等を踏まえた検討が必要ではないかと考えられる。

### <昭和41年改正時の理由との関係>

地方公営企業制度導入当初の事業・施設の普及拡大の時代とは異なり、現在は、まさに更新需要等を踏まえ持続可能性を追求する経営管理的側面が重要となっているため、財務規定等の適用の必要性は高まっている。昭和41年改正時に財務規定等が当然適用されていない理由が、この状況を踏まえてもなお妥当なものかどうか、検討する必要があるのではないかと考えられる。

例えば、市場事業については、事業の内容が施設の提供というきわめて単純なものであることから、企業の経営の実態を有しないことを理由に任意適用とされているが、民間企業においても施設提供を業とする企業が多数存在していることからすれば、そのことをもって、財務規定等の適用の実益が少ないとは言えないのではないかと考えられる。

### <経費回収率との関係>

現在、任意適用事業の基準として、基本通知において経費回収率70%~80%を一つの目安にしているが、地公企法の適用範囲を定めた昭和41年当時とは異なり、現在は経営管理的な側面が重要であるため、必ずしもこの目安にとられる必要はなく、仮に経費回収率が70%以下の企業であっても、財務規定等を適用する必要性が高い企業はあるのではないかと考えられる。

仮に70%以下の事業を財務規定等の当然適用とした場合、任意適用の基準を見直す等の対応が必要ではないかと考えられる。

またその際には、能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入のみでは客観的に困難と認められる経費に対する繰出金を経費回収率の算定上考慮に入れることや、会計基準の見直しで盛り込まれた補助金等の収益化により経費回収率の上昇が見込まれることも考慮

に入れる必要がある。

#### <各事業の特性との関係>

事業の特性を見て判断するという観点からすれば、同じ事業であれば、公営か民営かで会計手法に差を付ける理由はないのではないかと。

少なくとも、①長期的な運営が必要であり、②多額の投資がなされ、③住民生活に不可欠なサービスであり、廃止することができない事業であること、の3要件を満たすような事業は、法適化すべきではないかと。

また、事業ごとの現在の状況も考慮すべきであり、例えば、簡易水道事業については、厚生労働省の補助金との関係で、平成28年度までに上水道事業と統合する企業が多く、簡易水道事業で継続する事業についても、そのことを踏まえて法適化の議論をすべきではないかと。

#### <団体の規模との関係ー特に小規模団体への配慮>

団体の規模に着目し、小規模団体には法適用対象範囲から除くという考え方もあるが、この点については、どのように整理すべきかと。

例えば、職員数0の下水道事業が1,000事業以上あり、このような企業は企業性という観点では未成熟ではないかとも思えるが、職員を企業会計ではなく普通会計に計上している団体や民間委託等を行っている団体もあり、一概に職員数の規模だけで判断するのは適当でないと考えられる。

なお、保有する施設が少量であり、また会計システムも現存するものである程度対応できるため、むしろ小規模企業の方が、容易に対応できる可能性もある。

このことからすると、小規模団体であることをもって、法適化の対象から外すべきではないのではないかと。

一方で、小規模企業が抱える悩みとして、ノウハウ蓄積や財源確保の点で課題がある。これについては、アドバイザー派遣や勉強会の充実、財政措置の見直し、適正かつ十分な移行期間の確保（例えば3年程度）等で対応できるのではないかと。

法適用の対象範囲の拡大の検討にあたり、現時点では主に以上の論点が考えられるが、引き続き検討を深めていく必要がある。

法適用の対象範囲の拡大の検討にあたっては、多様な議論がありうるが、法を当然に適用しない事業であっても、財務規定等の規定を積極的に適用・活用し、サービスの持続可能性や効率性等を適切に検証していくべきである。

特に、投資規模の大きいもの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものであって新規に行うような事業については、地域

の住民サービスを引き続き担っていくべき自治体として、より積極的に適用していくべき  
と考える。